

## ■ 4条1項11号

不服 2022-012081

### <本願商標>

「生涯現役オンライン塾」(標準文字)

第41類「高齢者への知識の教授, 高齢者に関する知識の教授に関する情報の提供, 高齢者に関する知識の教授及びこれに関する情報の提供, 高齢者の介護者の養成教育およびそれに関する情報の提供, 高齢者の日常生活及び介護施設内における健康維持・促進のための運動の指導, 高齢者・要介護者及びその介護者を対象とした講演会・研究会の企画・運営又は開催, 高齢者又は要介護者向けのカルチャー教室における技芸又は知識の教授, 高齢化社会に対応し得る知識・能力の教授並びに地域社会に貢献できる人材に必要とされる知識・能力の教授, 金融・投資・退職プランに関する教育・知識の教授, 健康に関する知識の教授, 情報収集に関する教育・知識の教授, 情報技術に関する教育・知識の教授, 起業に関する教育・知識の教授, 語学・歴史に関する教育・知識の教授, . . . 他」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

## 生涯現役

引用商標：

第41類「高齢化社会に対応し得る知識・能力の教授並びに地域社会に貢献できる人材に必要とされる知識・能力の教授」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「生涯現役オンライン塾」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔でまとまりよく一体に表されているものである。

また、本願商標から生ずる「ショーガイゲンエキオンラインジユク」の称呼は、15音とやや冗長であるとしても、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、原審説示のとおり、その構成中「オンライン塾」の文字は、「インターネットを用いてオンラインで授業や個別指導を受けたりして自宅などで学習するもの」を認識させるとしても、その構成中「生涯現役」の文字も、辞書等に載録はないものの、「生涯、現役であること」ほどの意味合いをもって広く使用されているものであるから、「生涯現役」の文字が役務の出所識別標識として、取引者、需要者に強く支配的な印象を与えるといった特段の事情は見いだせない。

そうすると、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

してみれば、本願商標は、その構成文字から、殊更に「生涯現役」の文字に着目して取引に資されるというよりは、むしろ本願商標の構成全体をもって取引に資されるというのが自然である。

したがって、本願商標から「生涯現役」の文字を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「**生涯現役オンライン塾**」は、その構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標「**生涯現役**」とは非類似であると判断されました。

「A+B」の構成からなる商標で、商標全体としては識別力がないとは言えないものの、それを構成するA及びBのそれぞれの識別力が弱い場合には、一体不可分性が認められやすくなる傾向がありますが、本願商標「生涯現役オンライン塾」も、このように認定されたものと考えられます。

なお、引用商標「生涯現役」が商標登録されたのは、今から25年以上前の1997年です。審決の言うように、今では「生涯現役」という語を広く見聞きするようになった気がしますが、当時は（個人的には）このような語をあまり聞いた覚えがありません。

これが気のせいであれば、引用商標権者は先見の明があったと言いますか、非常にセンスがあったと感心せざるを得ません。

本審決の考え方に基つけば、仮に引用商標「生涯現役」が存在していなければ、商標全体としての識別力も3条1項3号などで否定された可能性もあったように思います。現時点において、一応、「生涯現役」の登録商標が存在しているので、この語についての識別力を否定まではしなかったという、特許庁の配慮を個人的にはなんとなく感じます。

ちなみに、同じ役務分野において、「**生涯現役大学**」が要部になると考えられる第三者の登録商標（登録5228172号）が併存登録されています。この登録例の存在があったことは、本願商標「生涯現役オンライン塾」と引用商標「生涯現役」が非類似と判断される流れになる上で、多少の影響があったのではないかと推測されます。この点は、実際に請求人も主張していたようです。

（弁理士 永露 祥生）  
<2023年5月19日>